

免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

更新期限までに更新手続を行うことができず
運転免許を失効させた場合には、

運転免許の失効から3年以内
かつ

新型コロナウイルス感染症の影響に
より手続を行うことが困難であると
判断される状況が止んでから1か月以内

であれば、運転免許の再取得に当たり学科試験
・技能試験が免除されます。

また、この場合、通常の再取得に必要な手数料
から減額されますので、手続の際に係員へお
申し出ください。